

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた 取組宣言書

令和8年10月1日
タナカ燃料株式会社

1. 宣言の趣旨

令和6年4月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令が公布され、令和7年4月には完全施行されました。

この改正省令には、「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」、ならびに「LPガス料金等の情報提供」の3つの改革が盛り込まれており、より公正で透明性の高い取引慣行の確立が求められております。

タナカ燃料株式会社は、この改革の趣旨を十分に理解し、LPガス事業者としての健全な事業活動と消費者からの信頼確保を目的に、以下のとおり、法令遵守と取引適正化の推進に向けた取組を宣言いたします。

2. 取組宣言

【1】過大な営業行為は行いません

・賃貸住宅のオーナー等への正常な商慣習を超えた利益供与は行わず、誠実かつ公正な取引を実施します。

【2】三部料金制を徹底します

・料金請求時には、基本料金・従量料金・設備料金の区分を明確にし、LPガス消費と関係のない設備費用をガス料金に含めません。

【3】LPガス料金等の情報提供を推進します

・入居希望者へのLPガス料金の事前提示に努めるとともに、入居希望者から直接要請があった場合には、これに応じてLPガス料金を事前に提示し、消費者に対して公正で分かりやすい情報提供を行います。

3. 本宣言の実行と継続

本宣言に基づき、社員への周知徹底と指導を行い、商慣行の健全化に取り組みます。また、社内研修を定期的実施し、すべての従業員が法令遵守の重要性を認識し、適正な事業活動を行うための体制の整備に努めます。